

前橋・高崎連携市長会議を開催 市民サービスの向上を共同で推進

問い合わせは 政策推進課 ☎027-898-6513

前橋・高崎の両市長が意見交換を行う「前橋・高崎連携市長会議」が12月18日、アーツ前橋で開催されました。これは、道路整備や文化、観光、食育など両市が連携して行う「充実・強化を図る14事業」について、実績や今後の方針を話し合うものです。



意見を交わす富岡高崎市長（左）と山本前橋市長（右）

■市民交流など実績を報告

前橋まつり・高崎まつりでの市民交流や昨年初めて開催した連携観光バスツアー、自転車ヒルクライムレースでの連携「親子でつくろう朝ごはんレシピコンテスト」の共同開催などについて実績が報告されました。

■両市長が新たな事業を提案

意見交換会では、富岡賢治高崎市長が、新たなイベントを考える企画会議の設立や、バスの利便性向上について提案。山本龍市長も美術館の連携について提案し、両市で検討を進めていくことを確認しました。

前橋・高崎連携市長会議は、両市の市民サービスの向上と効率的な行政運営を図ることを目的に、平成9年度に設置され、毎年会議を行っています。今後も群馬県をリードするツインシティーとして連携を深めていきます。

特定計量器の定期検査 正しい計量で正しい取引

問い合わせは 計量検査所 ☎027-255-2218 （検査当日は☎080-1227-5544）

城南支所・市民サービスセンター管内を対象に、特定計量器の定期検査を行います。計量器を取引や証明に使用している人は忘れずに検査を受けてください。

また、廃業などで計量器を使用しなくなった場合は、連絡してください。
日時・会場=下表のとおり

■特定計量器定期検査日程

期日	会場	対象区域
2月10日(火)	元総社市民サービスセンター	元総社町、元総社町一〜三丁目、大友町、大友町一〜三丁目、大渡町一丁目の一部、石倉町、石倉町一〜五丁目、鳥羽町、下石倉町
2月12日(水)	下大島町公民館（下大島町）	下大島町
2月16日(月)	上川淵市民サービスセンター	上川淵地区の各町
2月18日(水)	計量検査所	総社町総社、総社町一〜四丁目、総社町植野、総社町高井、高井町一丁目、総社町桜が丘、問屋町一・二丁目、池端町、大渡町一丁目の一部、大渡町二丁目、上青梨子町、青梨子町、清野町
2月19日(木)	南橋市民サービスセンター	南橋地区の各町
2月23日(月)	桂萱市民サービスセンター	三俣町一〜三丁目、幸塚町、上沖町、下沖町、西片貝町、西片貝町一〜五丁目、東片貝町
2月24日(火)	桂萱市民サービスセンター	上泉町、石関町、亀泉町、荻窪町、堀之下町、堤町、江木町
2月25日(水)	永明市民サービスセンター	天川大島町、天川大島町一〜三丁目、上大島町、女屋町、上長磯町、東上野町、野中町、下長磯町、小島田町、駒形町
3月3日(火)	芳賀市民サービスセンター	芳賀地区の各町
3月4日(水)	城南支所	城南地区の各町
3月5日(木)	東市民サービスセンター	東地区の各町
3月11日(水)	下川淵市民サービスセンター	下川淵地区の各町

※時間は午前9時30分～正午、午後1時～4時
※指定の期日に都合が付かないときは、他の会場でも検査を受けることができます
※3月12日(水)・13日(木)は計量検査所でも検査を実施

「井上武士」 紹介看板を設置 チューリップのBGMと観光案内も

問い合わせは 交通政策課 ☎027-898-6238

前橋市出身でJR前橋駅の発車メロディーに採用された童謡「チューリップ」の作曲者・井上武士を紹介する看板をJR前橋駅北口広場に設置しました。

看板には次の二次元コードを表示。このコードをスマートフォンなどで読み取ると、童謡「チューリップ」のBGM（井上武士のめい・田島英子さんの演奏）とともに、本市の観光案内をスライドショーで見ることができます。

右の二次元コードからも観光案内を見ることができます



6億3,000万円分を発行 プレミアム付き商品券の取扱店を募集

問い合わせは にぎわい商業課 ☎027-210-2273

4月に「まえばしプレミアム付商品券」を発行。この商品券を使用できる取扱店を募集します。商品券は一般商店専用券と大型店・一般商店併用券の2種類をセットにして発売します。なお、市内にある換金取次金融機関を指定。取扱店の参加手数料・利用済み商品券の換金手数料は掛かりません。

対象=市内の小売業や飲食業、サービス業など

店舗区分=〈大型店〉売り場面積が1,000㎡を超える小売店〈一般商店〉売り場面積が1,000㎡以下の小売店とそれ以外の業種

申請書の配布=前橋プラザ元気21内にぎわい商業課で。本市ホームページからダウンロードもできます

申し込み=2月27日(金)までに申請書に記入し、〒371-0023 本町二丁目12-1・前橋プラザ元気21内にぎわい商業課へ郵送か直接

前橋市民展 力作の数々を鑑賞して

問い合わせは 生涯学習課 ☎027-210-2198

前橋市民展を開催。審査で入選・入賞した市民の力作を、間近で鑑賞できます。

日時=〈美術〉

1月29日(木)～2

月1日(日)〈写真〉

2月5日(木)～8

日(日)〈書道〉2

月12日(木)～15

日(日)、午前10時

～午後5時30分

会場=市民文化

会館



消費者の3M知識

身に覚えのない請求

事例 全国紛争処理支援センターというところからハガキが届きました。「訪問販売で契約した会社に未払いがあります。裁判所に訴状が提出されました。放置すると給与や財産が差し押さえとなります。身に覚えがない場合は早急に連絡をください。取り下げ期間は通知が届いてから5日間です」と連絡先が書かれています。商品名も金額も書かれていません。訪問販売で商品を買ったことはありませんが、未払いにしたことはありません。公的機関と勘違いさせるような名称でハガキを送付。10年ほど前にも多くありましたが、最近また頻繁に送りつけられています。根拠のない請求なので、金額や商品名などは書かれていません。訴訟や差し押さえなどの言葉で不安にさせ、連絡させようとしています。連絡せずに無視を。心配なときは、消費生活センターに相談してください。

問い合わせは 消費生活センター ☎027-2330-1755